

条件付き一般競争入札の実施について（公告・共通事項）（総合評価方式）

1 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

エ 2の(5)に掲げる総合評価方式に関する技術資料（施工に係る技術提案又は簡易な施工計画がある場合にあっては、その記載内容が適正であるものに限る。）及び施工体制確認調査票を提出していること。

オ 条件付き一般競争入札の実施について（公告・個別事項）（以下「個別事項」という。）に定める条件のすべてを満たしていること。

(2) 申請書及び添付書類の提出

ア 入札に参加を希望する者は、個別事項に定める申請書及び添付書類を提出すること。

イ 申請書及び添付書類の様式は、入札情報サービス（下記URLからリンク）の「入札公告詳細」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://toyama.efftis.jp/portal/>

ウ 提出期間

個別事項に定める期間

エ 提出方法

電子入札システムの申請書提出画面において、当該書類を添付して申請すること。

なお、個別事項において持参又は郵送による提出を認める場合は、提出期間の締切日までに必着すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とすることとし、持参によるときは、受付は行

うが、その場での審査は行わない。
オ 持参又は郵送による場合の提出場所
個別事項に定める場所

2 総合評価方式に関する事項

- (1) 入札は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素とを一体として評価する総合評価方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価方式による。

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\begin{aligned}\text{評価値（注）} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格（単位：百万円）}\end{aligned}$$

（注）評価値の有効数字は、5桁（6桁目の数字を四捨五入）とする。

イ 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数（100点）をいう。

ウ 技術加算点とは、(3)に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数をいう。

エ 施工体制評価点とは、入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数（30点）をいい、施工体制評価項目として、品質確保の実効性および施工体制確保の確実性を設定し、項目毎に各15点とする。

(3) 技術加算点の評価項目及び評価基準

個別事項に定める

(4) 技術加算点の算定

個別事項に定める

(5) 技術資料及び施工体制確認調査票の提出

ア 入札に参加を希望する者は、個別事項に定める技術資料様式及びこれらに付随する添付書類（添付書類については、各技術資料様式の注意書を参照）並びに施工体制確認調査票を提出すること。

イ 技術資料及び施工体制確認調査票様式は、入札情報サービス（下記URLからリンク）の「入札公告詳細」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://toyama.efftis.jp/portal/>

ウ 提出期間

個別事項に定める期間

エ 提出方法

電子入札システムの申請書提出画面において、当該書類を添付して申請すること。

なお、個別事項において持参又は郵送による提出を認める場合は、提出期間の締切日までに必着すること。また、この場合において郵送によるときは、書

留郵便等発送の記録が残る方法とすることとし、持参によるときは、受付は行
うが、その場での審査は行わない。

オ 持参又は郵送による場合の提出場所

個別事項に定める場所

(6) ヒアリングの実施

技術資料、施工体制確認調査票及び工事費内訳書により審査を行い、必要と認
められる場合は、ヒアリングを実施する。

施工体制評価項目の審査・評価方法及び施工体制確認のための追加資料につい
ては、富山県公共工事総合評価方式試行要領6及び7による。

(7) 施工に係る技術提案又は簡易な施工計画が評価項目とされている場合の留意
事項

提案内容に不履行があった場合には、富山県公共工事総合評価方式試行要領11
の(2)から(4)までの規定により、再施工若しくは修補による履行の要求、工事成績
の減点、又は違約金の徴収を行うことがある。

(8) 配置予定技術者に係る評価項目が設定されている場合の留意事項

ア 申請日において配置予定の技術者を特定することができない場合にあって
は、複数の候補技術者（入札参加資格の条件を満たす者に限る。）について、
技術資料を提出することができるものとする。この場合において、配置予定技
術者に係る加点に当たっては、各評価項目の合計値が最も低い者の当該合計値
をもって加点するものとする。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合におい
て、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができな
くなったときは入札書を提出してはならず、入札参加資格確認申請書を提出し
た者は、直ちに、当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことによ
り配置予定の技術者を配置することができなくなったことが明らかになっ
ていたにもかかわらず入札書を提出した場合は、指名停止等を行うことがある。

ウ 開札日から落札者を決定する日までの間において、配置予定の技術者の専任
制の確認を行い、専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないこ
とがある。

エ 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によ
らない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
や工事工程上技術者の変更が合理的な場合等を除き、配置技術者の工期途中に
おける変更は認めない。上記の場合により配置技術者を変更する場合は、入札
参加資格の条件を満たし、かつ、配置予定技術者に係る評価が入札時に評価対
象となった配置予定技術者と同等以上となる者を配置するものとする。なお、
やむを得ず同等以上の評価となる技術者が配置されない場合は、工事成績の減
点及び違約金の徴収を行うことがある。

3 公告（総合評価方式に係る事項を含む。）に関する質問等

(1) 公告の記載内容についての質問は、電子入札システムの質問回答機能又は口

頭により行うものとし、個別事項に定める期間において受け付けるものとする。

- (2) 前項の規定による質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を電子入札システムの質問回答機能で回答を掲載する方法により公表する。

4 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、個別事項に定める日までに電子入札システムにより通知する。

5 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

個別事項に定める期間

イ 受付場所

個別事項に定める場所

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、個別事項に定める日までに文書により行うものとする。

6 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 個別事項に定める方法により設計図書等を配付するものとする。
- (2) 設計図書等に関する質問は、原則として電子入札システムの質問回答機能により行うものとし、個別事項に定める期間において受け付けるものとする。
- (3) 質問に対する回答は、原則として電子入札システムの質問回答機能により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、個別事項に定める方法により、公表する。

7 入札期間等

- (1) 入札期間

個別事項に定める期間

- (2) 開札の日時

個別事項に定める日時

- (3) 開札の場所

個別事項に定める場所

8 入札の方法等

- (1) 入札は、電子入札システムを使用する方法により行うものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、電子入札システムにより提出された入札書の金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1 回とする。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 電子入札システムの入札書提出画面において、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、入札情報サービス（下記URLからリンク）の「入札公告詳細」からダウンロードし、作成すること。
<https://toyama.efftis.jp/portal/>
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

10 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) 入札心得（電子入札・予定価格事前公表試行工事）第 6 条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 1 の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

12 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の要件のすべてを満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。
 - ア 技術資料の内容が、要求する要件を最低限満たしていること。
 - イ 入札価格が予定価格を超えていないこと。
 - ウ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。
基準評価値＝ 100点（標準点）÷ 予定価格（単位：百万円）
- (2) 評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

- (4) 総合評価方式の試行対象工事に係る入札については、入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。

13 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（電子入札・予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

14 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

15 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告及び個別事項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、3の公告（総合評価方式に係る事項を含む。）に関する質問等及び6の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点についての問合せ先は、個別事項に定める。